

身体拘束等適正化のための指針

たいしのいえ
(放課後等デイサービス)

令和6年2月1日 作成
株式会社沙秀院

(身体的拘束等適正化のための指針)

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員ひとり一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない療育の実施に努めます。

「私達は身体的拘束廃止に向けて最大限の努力を行う」

「私達は身体的拘束ゼロ及びサービスの質の向上を目指して実績を蓄積する」

「私達は自信を持って提供できるサービスを目指し、組織をあげて身体拘束廃止に取り組む」

(重要事項に定める内容)

サービスの提供にあたっては、サービス対象者又は他のサービス対象者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(根拠となる法律)

児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

(児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）)

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則である。例外的に以下の 3 つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

1 切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと

2 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと

3 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、上記三つの要件を全て満たすことが必要である

1. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

すべての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- (1) 積極的な教育・研修の実施（年2回以上）
- (2) 新任者に対する身体的拘束廃止のための研修の実施（採用時研修）
- (3) その他、必要な教育・研修の実施（研修会等への参加、報告など）

2. 身体的拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならなかった場合、以下に従って実施します。

(1) 利用者本人や家族等に対するの説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得る。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認、説明し同意を得た上で実施する。

(2) 記録

その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討する。
また、実施した身体的拘束の事例や分析結果について、すべての職員に周知する。
なお、身体的拘束検討・実施等に係る記録は、5年間保存する。

(3) 拘束の解除

(2)の記録と再検討の結果、身体的拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告します。

3. 身体的拘束適正化に向けた体制と各職種の責務及び役割

身体的拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

当施設では、身体拘束廃止に向けて身体拘束廃止委員会を設置します。

1.設置目的

身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
身体拘束をせざるを得ない場合の検討及び手続き
身体拘束を実施した場合の解除の方法の検討
身体拘束廃止に関する取り組みの全職員への指導

2.身体拘束廃止委員会の構成員と役割

【法人代表】

身体拘束における諸課題等の最高責任者

【管理者】【児童発達支援管理責任者】

身体拘束廃止委員会の総括責任者

現場における諸課題の総括責任者

- ・ 身体拘束廃止に向けた職員教育
- ・ 家族との連絡調整
- ・ 家族の意向に沿った支援の確立
- ・ 施設のハード、ソフト面の改善
- ・ チームケアの確立

【保育士】【児童指導員】【その他従事者】

【その他、委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者】

- ・ 施設における身体拘束の範囲の整備
- ・ 利用者の状態観察
- ・ 記録の整備
- ・ 身体拘束への対応
- ・ 他職員との連携
- ・ 拘束がもたらす弊害を正確に確認する
- ・ 利用者の尊厳を理解する
- ・ 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ・ 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- ・ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ・ 記録は正確かつ丁寧に記録する

※この委員会の責任者は児童発達支援管理責任者とし、参加可能な委員で構成する。

3.身体拘束廃止委員会の開催

◆定期的に3ヶ月に1度開催します。

その他、必要時には随時開催します。

※例外として、利用者の生命、身体の安全を脅かす急な事態（数時間以内に身体拘束を要す場合）では、多職種共同での委員会を開催できない事が想定されます。その為、可能な範囲で多職種の意見を収集し、最善の方法で安全を確保し、その経緯と結果を記録します。その後、速やかに委員会を開催し委員会の承認を得ます。

◆委員会の検討項目（“必須”は原則必須項目）

①【必須】前回の振り返り

②【必須】3要件(切迫性・非代替性・一時性)の再確認

③3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。

④3要件の該当状況、特に代替案について検討します。

⑤(やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合)

家族等との意見調整の進め方を検討します。

⑥【必須】意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し

⑦【必須】今後の予定(研修・次回委員会)

⑧【必須】今回の議論のまとめ・共有

◆記録及び周知

委員会での検討内容の記録を議事録として適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、職員その他の従業者に周知徹底します。

4. ご利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

該指針は、事業所内に掲示等し、ご利用者及び家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

5. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等をしない療育を提供していくために療育に関わる職員全員で以下の点について、十分に議論して共通認識を持ち、拘束をなくしていくよう取り組む。

- ・マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束等を行っていないか。
- ・事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束等を行っていないか。

- ・乳幼児等は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体拘束等を行っていないか。
- ・療育の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。
- ・「言葉による拘束」(スピーチロック)は心理的拘束であり、無意識に行っている可能性もあるので決して行わない。

附則

このマニュアルは、令和6年2月1日から施行する。